

地域公共交通人材確保・運行効率化支援事業 Q&A

【対象者・申請の要件について】

Q1: タクシー事業者や貸切バス事業者はこの補助金に申請できますか？

A1: 申請時点で市町村が運営するコミュニティ交通の運行を受託しているタクシー事業者や貸切バス事業者が対象となります。申請時には、これを証明する「市町村のコミュニティ交通の受託契約書等」の提出が必要となります。

【対象となる事業・経費の具体例について】

Q2: タクシー事業者などが申請できる事業は何ですか？

A2: タクシー事業者等コミュニティ交通を運行する事業者や第三セクター鉄道事業者が申請できるのは、「採用育成活動推進事業」と「労働環境改善対策事業」の2つのみです。なお、それぞれの事業を組み合わせることも可能です。

Q3: 採用や育成に係る経費として、具体的にどのようなものが対象になりますか？

A3: 求人誌や求人サイトへの掲載費、採用説明会の参加・開催費、外部専門家の招へい経費のほか、タクシー乗務に必要な普通自動車第二種運転免許等の取得支援に係る経費などが対象となります。

Q4: 「働きやすい職場環境づくり」や「省人化・効率化のための設備導入」とは、具体的にどのような内容ですか？

A4: ・働きやすい職場環境づくり

従業員（特に女性など多様な人材）が働きやすくするためのトイレ、更衣室、休憩室の整備（改修・新設）や、それに付随するロッカー等の備品導入などが想定されます。

・省人化・効率化のための設備等導入

デジタル式運行記録計（デジタコ）、遠隔点呼システム、運行管理支援システム、配車システムや自動日報作成につながるような設備、新規のキャッシュレス決済システムの導入などが想定されます。

Q5:地域公共交通運行効率化・利便性向上支援事業のバス車両導入は中古車両も対象となりますか。

A5：新規登録される車両のみを対象としているため、中古で購入したバス車両は補助対象外です。また、購入した車両は乗合バス事業に活用することが条件となります。

Q6:地域公共交通運行効率化・利便性向上支援事業のバス車両導入はリース契約も対象となりますか。

A6：新規登録した車両をリース契約により使用する場合は対象となります。ただし、補助対象期間（令和9年2月28日まで）に係る経費のみが対象となるため、ご注意ください。

Q7:地域公共交通運行効率化・利便性向上支援事業の運行効率化又は利用者の利便性向上に資する設備とは具体的にどのような内容ですか。

A7：バスロケーションシステム、車内のデジタル掲示板、デジタルサイネージやバス停の待合環境の整備に関する設備などが対象となります。このほか対象となりうる取組については、申請前にご相談ください。

【補助金額・他の制度との併用について】

Q8:コミュニティ交通を運行する事業者が、求人広告費 100 万円、配車アプリ導入費 100 万円、女性用更衣室改修費 200 万円(計 400 万円)を合算して申請した場合、いくら補助されますか？

A8：交付される補助金額は最大で 150 万円となります。補助率は「1/2」であるため、対象経費合計 400 万円の 1/2 は 200 万円となります。しかし、その他の事業者区分（タクシー事業者等）における補助上限額は「採用育成活動推進事業」と「労働環境改善対策事業」を合算して 1 事業者当たり最大 150 万円ですので、いずれか小さい金額である 150 万円が適用されます。

Q9:補助金の交付額が申請額を下回ることはありますか。

A9：申請額が県の予算額を超過した場合は、申請額が補助限度金額内であっても、予算の範囲内となるよう調整させていただきます。

Q10: 国や市町村が実施する他の補助金制度と併用することは可能ですか？

A10：併用可能です。ただし、国から別の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費からその国の補助金額を控除した上で県の補助額を算定します。市町村の補助金は控除の対象外ですが、市町村側で「他の補助金との併用不可」としている場合があるため事前の確認が必要です。

【事前着手・不採択のケースについて】

Q11: 交付決定前に契約や発注を行うこと(事前着手)はできますか？

A11：原則として、事業への着手は交付決定通知を受けた日以後に行う必要があります。ただし例外として、交付申請書とあわせて「事前着手届」を提出し、知事の承諾を得た場合は、交付決定前であっても事前着手が認められます。

Q12: 事前着手を行うにあたって、どのようなリスクや注意点がありますか？

A12：事前着手届を提出する際は、以下の3点を遵守・了承しなければなりません。

1. 審査の結果、不採択となった場合、補助金を受け取ることができない（全額自己負担になる）ことを了承すること。
2. 着手から交付決定を受けるまでの間に、天災地変等で生じた損失は事業者が自己負担すること。
3. 着手から交付決定を受けるまでの期間内において、事業計画の変更を行わないこと。

Q13: どのような場合に補助金が不採択(対象外)になりますか？

A13：事業の目的と合致しない取組や期間内に完了できない取組、事前の着手承認を得ずに発注してしまった場合等は対象外となります。また、振込手数料などの間接経費、家賃などのランニングコスト、既存機器の単純な更新経費、継続して雇用している従業員の人件費、消費税などの税金等、対象期間外に支出した経費等は、補助対象外経費となります。

【手続き・事業完了後の対応について】

Q14: 交付決定後に事業計画の変更や中止が生じた場合はどうすればよいですか？

A14：事業計画内容に大きな変更があったと判断される場合や、対象事業を中止する場合は、あらかじめ知事に「事業内容等変更承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

Q15: 事業が完了した後の実績報告はいつまでに行う必要がありますか？

A15：事業終了後 30 日以内、または令和 9 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、「実績報告書」を知事へ提出する必要があります。

Q16: 導入した設備を後から売却したり、別事業(貸切バスなど)に転用したりすることはできますか？

A16：補助金で整備した設備等のうち、取得価格が 50 万円以上のものは、法定耐用年数が経過する前に知事の承認なしに処分（転用・売却等）することが制限されています。承認を受けて処分する場合でも、制限期間の残存期間に応じた補助金の返還を求められることがあります。